

広島県水道広域連合企業団管理規程第49号

広島県水道広域連合企業団東広島市水道事業における水道事業給水規程を次のように定める。

令和5年3月31日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団東広島市水道事業における水道事業給水規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置の構造及び材質（第3条）
- 第3章 給水装置の工事及び費用（第4条—第8条）
- 第4章 給水（第9条—第16条）
- 第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金（第17条—第23条）
- 第6章 管理（第24条）
- 第7章 貯水槽水道（第25条）
- 第8章 雑則（第26条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、東広島市水道事業（広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第2条第1号に定める東広島市水道事業をいう。以下同じ。）に係る広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

第2章 給水装置の構造及び材質

（給水装置の構造及び材質）

第3条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）第6条によるほか、別途企業長が定める。

第3章 給水装置の工事及び費用

（給水の方式）

第4条 給水の方式は、次のとおりとする。

- (1) 直結方式 配水管の水圧を利用して給水するもの
- (2) 貯水槽方式 水道水を貯水槽に貯留して給水するもの
- (3) 併用方式 一の建築物において、前2号に規定する方式を併用して給水するもの

(共用給水装置の設置)

第5条 共用給水装置は、公設又は私設とする。

2 公設の共用給水装置の設置は、企業長が必要と認める場合に限る。

(給水装置工事の申込み)

第6条 条例第5条に規定する給水装置工事の申込み、貯水槽以下の装置の工事（当該装置に条例第21条に規定するメーターを設置する場合又は設置されているものに限る。）又は自家用給水設備を給水装置に切り替える工事の申込みをしようとする者は、企業長が別に定める様式による申込書（以下「申込書」という。）の提出をもって行う。

(利害関係人の同意書等の提出)

第7条 次の各号に該当するときは、条例第7条第3項の規定により、利害関係人の同意書その他の書面の提出を求めるものとする。

- (1) 他の者の給水装置から分岐して給水装置を設置するとき。
- (2) 他の者の所有地を通過して給水装置を設置又は通過している給水装置を撤去するとき。
- (3) 自己の給水装置から他人の給水装置を分岐させている者が、分岐給水装置の本管となる部分を撤去し、又は廃止するとき。
- (4) その他企業長が必要と認めたとき。

(費用の負担)

第8条 条例第24条第2項ただし書の規定による企業団の負担は、次に掲げる費用とする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他の一般交通の用に供する道の敷地に布設されている給水装置に係る修繕その他の処置に要した費用
- (2) 配水管の取出口から水道メーターまでの間の給水装置のうち前号に規定する土地以外の土地に布設されているものが漏水した場合における当該給水装置の修繕その他の処置に要した費用のうち、企業団が負担することが適当と認められるもの

第4章 給水

(メーターの設置及び管理)

第9条 条例第21条第3項の規定により、水道使用者等はメーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件及び工作物を設置してはならない。

2 企業長は、必要があると認めたときは、既設のメーター設置場所を変更させることができる。

(共用給水装置の使用)

第10条 公設の共用給水装置は、災害又は衛生上の理由により一時的に水を供給する必要がある場合その他特別の事情があると認められる場合に使用させるものとする。

2 企業長は、公設の共用給水装置を使用する者に、その鍵を交付する。

3 前項の規定により交付された鍵は、給水栓に取り付けたまま放置してはならない。

4 第2項の者は、同項の規定により交付された鍵を毀損し、又は亡失したときは、その再交付を受けなければならない。この場合においては、その実費を企業団に納付しなければならない。

(保管責任)

第11条 水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又は毀損したときは、企業長に届け出なければならない。

2 企業長は、条例第21条第4項の規定により亡失又は毀損したメーターの弁償をさせようとするときは、メーター口径の価格に減耗率等を乗じた金額を徴収するものとする。

(給水の申込み)

第12条 条例第17条の規定による給水の申込みは、企業長が別に定める方法をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、貯水槽等（貯水槽及び高置水槽をいい、条例第20条の規定により設置したメーターによる水量に貯水槽又は高置水槽に給水される水量が含まれる場合における当該貯水槽及び高置水槽を除く。以下この項において同じ。）の清掃のために給水を受けようとする者がする条例第17条の規定による申込みは、別に定める申込書に貯水槽等の所在地、給水を受けようとする者の住所及び氏名、清掃を行う期間、貯水槽等の規模その他必要事項を記載して行わなければならない。

(代理人及び管理人の届出)

第13条 条例第18条の規定による代理人又は条例第19条の規定による管理人は、連署で届け出なければならない。代理人若しくは管理人を変更し、又はその住所を変更したときも、また同様とする。

(管理人の用務)

第14条 条例第19条の規定による共用給水装置の管理人が行う用務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 給水の開始・中止・異動等の届出

(2) 使用上の取締り

(各種の届出)

第15条 条例第22条の規定による届出は、企業長が別に定める方法をもって行う。

(給水装置及び水質の検査)

第16条 条例第25条第1項の規定による検査の請求及び結果の報告は、企業長が別に定める方法をもって行う。

2 メーターの検査を行う場合には、請求者を立ち合わせることができる。

3 条例第25条第2項に規定する特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 給水装置については、その構造、材質若しくは機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質については、色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査等飲料の適否に

関する検査以外の検査を行うとき。

第5章 料金、手数料、加入金及び工事負担金

(月の定義)

第17条 料金算定の基礎となる「月」とは、隔月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までを2か月とし、これを二分したものをいい、毎月の定例日のものにあつては、前回の定例日から次回の定例日までをいう。

(定例日)

第18条 条例第30条第1項に規定する定例日とは、偶数月の月の初日から12日までの期間内のメーターの計量を行う日をいう。

(特別な場合における料金の算定)

第19条 月の中途において水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合において、次の各号に掲げるときの基本料金の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 当該月の連続した使用日数が15日以内のとき 基本料金の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）

(2) 当該月の連続した使用日数が16日以上るとき 基本料金の額

2 水道の使用を中止し、又は廃止した使用者が当該中止し、又は廃止した日から当該月の末日までに同一の用途に係る水道の使用を開始したときは、条例第30条第4項及び前項の規定にかかわらず、当該使用した日数を1か月とみなしてそれぞれの使用水量を合計した量に基づき算定した額を当該月の料金とする。

3 月の中途において用途に変更があったときの料金は、使用日数の多い方の用途の料金によりこれを算定する。ただし、使用日数が同じであるときは、新しい用途の料金により算定する。

4 1個のメーターを料金の異なる2種以上の用途に使用したときの料金は、高額の料金によりこれを算定する。

5 1個のメーターで2戸以上の使用水量を計量する場合において、企業長が必要と認めるものについては、各戸につき料金を算定することができる。

(料金の算定及び徴収方法)

第20条 基本料金は、隔月の定例日のものにあつては、定例日の属する月及び翌月分として、定例日の翌月に2か月分を徴収する。毎月の定例日のものにあつては、定例日の属する月分として、定例日の属する月に徴収する。

2 超過料金は、隔月の定例日のものにあつては、2か月使用水量を二分したものを、定例日の前月及び前々月分の使用水量として算定し、定例日の翌月に2か月分を徴収する。毎月の定例日のものにあつては、その使用水量を定例日の前月分として算定し、定例日の属する月に徴収する。

3 企業長が必要と認めるときは、毎月及び随時に徴収することができる。

(料金の納期)

第21条 2か月ごとに徴収する料金の納期は、奇数月の月の初日から末日までとする。

(過誤納等による料金の精算)

第22条 料金の過誤納等による還付金又は追徴金は、次回以降の料金で精算することができる。

(加入金の差額計算の適用基準)

第23条 条例第36条第3項に規定するメーターの口径の増加の申込者から徴収する加入金の差額計算（以下「差額計算」という。）は、当該給水装置の所有者が同一であるものについて行う。この場合において、当該給水装置の所有者は、条例第5条の規定による申込みの際に、当該申込みを行った際に使用していたメーターの口径及び個数に関する書類を添付しなければならない。

2 土地区画整理事業により立ち退く者が給水装置を新設する場合の差額計算は、前項後段の規定にかかわらず、当該土地区画整理事業施行者発行の証明書等の提出時に行うことができる。

第6章 管理

(料金の徴収を免れた者に対する過料処分基準)

第24条 条例第44条の規定による料金の徴収を免れた者に対する過料処分の基準は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 詐欺その他不正の行為をする意思がなかったと認められる者で、かつ、その期間が3か月以上のもの 徴収を免れた金額の1倍に相当する額以上2倍に相当する額以下
- (2) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月未満のもの 徴収を免れた金額の2倍に相当する額以上3倍に相当する額以下
- (3) 詐欺その他不正の行為をする意思があったと認められる者で、かつ、その期間が2か月以上のもの 徴収を免れた金額の3倍に相当する額以上5倍に相当する額以下
- (4) 特に悪質な詐欺その他不正の行為をしたと認められる者 徴収を免れた金額の5倍に相当する額

第7章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第25条 条例第27条第2項の規定による管理及び検査は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第55条に規定する基準に準じて管理するよう努めること。
- (2) 前号の規定による管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する検査を行うよ

う努めること。

第 8 章 雑則

(申込書等の様式)

第26条 申込書等の様式は、企業長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。